



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年5月14日金曜日 第206号

◇ 目次 ◇

指定代理納付者の指定.....	(税務課) ...	729
農用地利用配分計画の認可 (2 件)	(農政課農地・担い手対策室) ...	729
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	(港湾海岸課) ...	730
土地改良区役員の就退任の届出 (10 件)	(東予地方局農村整備課) ...	730
土地改良区の定款変更の認可 (14 件)	(") ...	733
開発行為に関する工事の完了 (3 件)	(中予地方局建築指導課) ...	734
道路の区域変更 (一般国道 494 号)	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	735
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	735
土地改良区の定款変更の認可 (2 件)	(") ...	735
道路の区域変更 (県道一本松城辺線)	(南予地方局愛南土木事務所) ...	736
道路の供用開始 (")	(") ...	736

公 告

争議行為の通知の公表.....	(労政雇用課) ...	736
-----------------	---------------	-----

教育委員会公告

令和4年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日に ついて.....	(高校教育課) ...	736
---	---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第616号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和3年5月14日

愛媛県知事 中村時広

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）に規定する自動車税種別割
- 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

○愛媛県告示第617号

令和3年4月21日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年5月14日

愛媛県知事 中村時広

- 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (m ²)
小 峠 俊 幸	愛媛県西予市	愛媛県八幡浜市穴井2番耕地443番	519

2 認可年月日

令和3年4月28日

○愛媛県告示第618号

令和3年4月26日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和3年5月14日

愛媛県知事 中村時広

- 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (m ²)
池 川 進	愛媛県東温市	愛媛県東温市見奈良字廣坪518番3ほか1筆	2,284
西 村 直 人	愛媛県松山市	愛媛県東温市南野田2番1ほか2筆	2,895
佐 伯 和 伸	愛媛県東温市	愛媛県東温市北方字古甲甲2561番2ほか4筆	6,702
吉 田 誠	愛媛県松山市	愛媛県東温市北野田字大地69番1ほか1筆	3,101
加 藤 秀 明	愛媛県松山市	愛媛県東温市北野田字平松526番1	1,463

2 認可年月日
令和3年5月6日

○愛媛県告示第619号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

令和3年5月14日
三島川之江港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中村時広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市
愛媛県四国中央市三島宮川四丁目6番55号
代表者 四国中央市長 篠原 実
愛媛県四国中央市金生町下分121番地2

2 埋立区域

(1) 位置

四国中央市妻鳥町3061番、同市川之江町4097番及び4095番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結び昭和58年9月24日付け愛媛県指令49港第92号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.80メートルにより決定）により囲まれた区域

基点 愛媛県四国中央市川之江町4097番国土地理院「大江」四等三角点（北緯34度00分29.8264秒、東経133度33分09.0920秒）

の地点 基点から212度53分05秒35.78メートルの地点
の地点 基点から312度40分25秒410.60メートルの地点

の地点 基点から41度43分39秒345.29メートルの地点
の地点 基点から312度40分25秒4.00メートルの地点

の地点 基点から116度30分10秒31.09メートルの地点
の地点 基点から221度43分39秒10.36メートルの地点
の地点 基点から116度30分10秒196.86メートルの地点

の地点 基点から210度11分42秒187.16メートルの地点

②の地点 ②の地点から296度32分06秒46.20メートルの地点
①の地点 ②の地点から210度11分40秒193.34メートルの地点

の地点 ①の地点から132度40分25秒47.22メートルの地点
の地点 ①の地点から132度40分25秒112.95メートルの地点

(3) 面積

88,191.37平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号
平成12年2月8日 愛媛県指令11港第293号

4 しゅん功認可年月日

令和3年4月28日

○愛媛県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年5月14日
愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 泉 禮 造	新居浜市中村松木一丁目12-43

○愛媛県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日
愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11-18
"	井 下 八 郎	新居浜市荷内町8-74
"	小 西 秀 幸	新居浜市阿島三丁目1-16
"	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14-23
"	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目1-12
"	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目4-20
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町7-33
"	横 山 素 之	新居浜市阿島三丁目6-37

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11-18
"	加 藤 讓	新居浜市阿島二丁目2-57
"	寺 尾 俊 行	新居浜市阿島三丁目1-49
"	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目4-20
"	岡 田 洋 郷	新居浜市阿島二丁目1-64
"	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14-23
"	井 下 八 郎	新居浜市荷内町8-74
"	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目1-12
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町7-33
"	猪 川 勝 博	新居浜市阿島二丁目12-11
"	小 西 秀 幸	新居浜市阿島三丁目1-16

○愛媛県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 川 千代洋	新居浜市御蔵町 5 - 65
"	山 内 栄 一	新居浜市山田町 3 - 15
"	松 本 幸 久	新居浜市西連寺町一丁目 6 - 46
"	渡 邊 恵 一	新居浜市中筋町一丁目 14 - 4
"	白 石 育 夫	新居浜市北内町三丁目 5 - 3
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	鈴 木 章 夫	新居浜市北内町一丁目 12 - 23
"	直 野 新 吾	新居浜市北内町一丁目 16 - 28
"	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町 13 - 32
"	渡 邊 敏 久	新居浜市角野新田町二丁目 5 - 20
"	横 川 和 典	新居浜市種子川町 2 - 22
監 事	眞 鍋 哲 哉	新居浜市中筋町一丁目 6 - 31
"	横 川 洋 二 郎	新居浜市北内町三丁目 2 - 1
"	尾 崎 弘 之	新居浜市中村松木一丁目 3 - 37

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 岡 功 男	新居浜市御蔵町 9 - 11
"	山 内 栄 一	新居浜市山田町 3 - 15
"	松 本 幸 久	新居浜市西連寺町一丁目 6 - 46
"	渡 邊 恵 一	新居浜市中筋町一丁目 14 - 4
"	白 石 育 夫	新居浜市北内町三丁目 5 - 3
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	鈴 木 章 夫	新居浜市北内町一丁目 12 - 23
"	木 村 康 男	新居浜市北内町一丁目 7 - 26
"	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町 13 - 32
"	渡 邊 敏 久	新居浜市角野新田町二丁目 5 - 20
"	本 田 甚 一	新居浜市角野新田町三丁目 5 - 16
監 事	眞 鍋 哲 哉	新居浜市中筋町一丁目 6 - 31
"	伊 藤 勝 正	新居浜市北内町二丁目 5 - 40

○愛媛県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 佳 久	新居浜市港町 8 番 7 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 山 弘 昌	新居浜市徳常町 5 番 45 号

○愛媛県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 秋 実	新居浜市垣生 3 丁目 9 番 58 号
"	堀 内 濃	新居浜市多喜浜 1 丁目 8 番 43 番地
"	横 井 直 次	新居浜市多喜浜 1 丁目 8 番 71 号
"	田 中 和 重	新居浜市多喜浜 2 丁目 3 番 55 号
"	園 部 好 考	新居浜市又野 1 丁目 9 番 41 号
"	永 易 末 雄	新居浜市松神子 2 丁目 1 番 22 号
"	佐々木 秀 和	新居浜市垣生 3 丁目 3 番 35 号
"	園 部 克 志	新居浜市垣生 4 丁目 1 番 50 号
監 事	岡 部 益 夫	新居浜市垣生 1 丁目 1 番 17 号
"	田 中 末 廣	新居浜市多喜浜 2 丁目 5 番 56 号
"	森 隆 資	新居浜市多喜浜 1 丁目 6 番 26 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 光 敏 成	新居浜市多喜浜 1 丁目 5 番 48 号
"	新 田 典 俊	新居浜市多喜浜 4 丁目 7 番 32 号
"	森 隆 資	新居浜市多喜浜 1 丁目 6 番 26 号
"	横 井 直 次	新居浜市多喜浜 1 丁目 8 番 71 号
"	田 中 和 重	新居浜市多喜浜 2 丁目 3 番 55 号
"	永 易 末 雄	新居浜市松神子 2 丁目 1 番 22 号
"	園 部 好 考	新居浜市又野 1 丁目 9 番 41 号
"	伊 藤 秋 実	新居浜市垣生 3 丁目 9 番 58 号
"	佐々木 秀 和	新居浜市垣生 3 丁目 3 番 35 号
"	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生 3 丁目 4 番 37 号
監 事	近 藤 裕 也	新居浜市多喜浜 3 丁目 4 番 78 号
"	田 中 末 廣	新居浜市多喜浜 2 丁目 5 番 56 号
"	園 部 克 志	新居浜市垣生 4 丁目 1 番 50 号

○愛媛県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏名	住所
理事	矢野 裕治	新居浜市萩生804番地の9

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	白石 裕晃	新居浜市萩生960番地

○愛媛県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永 洋一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	井上 紀敏	新居浜市萩生1976 - 7
"	竹林 義孝	新居浜市萩生1821 - 1
"	久枝 隆治	新居浜市萩生1715
"	松木 俊博	新居浜市萩生1996
"	森賀 太市	新居浜市萩生1454
"	村上 嘉一	新居浜市萩生1304 - 1
"	飯尾 俊一	新居浜市萩生2097 - 2
"	守谷 秀隆	新居浜市萩生1555 - 2
"	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9
"	大角 健治	新居浜市大生院1755 - 5
"	曾我部 徳寿	新居浜市萩生2095 - 1
"	寺田 福光	新居浜市大生院1002 - 1
監事	岡 憲朗	新居浜市萩生1299 - 1
"	久枝 茂	新居浜市萩生1970 - 11
"	三村 雅信	新居浜市大生院57 - 4

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	井上 紀敏	新居浜市萩生1976 - 7
"	竹林 義孝	新居浜市萩生1821 - 1
"	越智 秀延	新居浜市萩生1675 - 2
"	齋藤 守司	新居浜市萩生1989
"	高橋 禎二	新居浜市萩生1441
"	村上 嘉一	新居浜市萩生1304 - 1
"	合田 有良	新居浜市萩生1408 - 3
"	守谷 秀隆	新居浜市萩生1555 - 2
"	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9
"	大角 健治	新居浜市大生院1755 - 5
"	谷口 幸隆	新居浜市萩生2105 - 2
監事	岡 憲朗	新居浜市萩生1299 - 1
"	久枝 茂	新居浜市萩生1970 - 11
"	三村 雅信	新居浜市大生院57 - 4

○愛媛県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永 洋一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	伊東 幸雄	西条市禎瑞97番地
"	石川 修文	西条市禎瑞593番地
"	福田 豊幸	西条市禎瑞576番地
"	伊東 章	西条市禎瑞618番地
"	井上 一夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬尾 徳	西条市禎瑞615番地
"	高橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	安藤 雅康	西条市禎瑞1196番地
"	加藤 茂	西条市禎瑞893番地
"	高木 球輝	西条市禎瑞1000番地
"	津島 邦嘉	西条市禎瑞1222番地
"	安藤 文吾	西条市禎瑞1501番地 2
"	篠原 隆司	西条市禎瑞1759番地
"	美濃 哲夫	西条市禎瑞1964番地
"	美濃 繁美	西条市禎瑞1909番地
"	小林 昇	西条市禎瑞2295番地
"	高橋 啓二	西条市禎瑞2284番地
"	高橋 豊重	西条市朔日市615番地
監事	保利 公洋	西条市禎瑞273番地
"	田中 勝正	西条市禎瑞939番地 1
"	矢野 健一	西条市北条730番地 4
"	矢葺 健一	西条市禎瑞1903番地
"	小林 初男	西条市禎瑞2343番地
"	近藤 明弘	西条市中西323番地12

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	伊東 幸雄	西条市禎瑞97番地
"	石川 修文	西条市禎瑞593番地
"	福田 豊幸	西条市禎瑞576番地
"	伊東 章	西条市禎瑞618番地
"	井上 一夫	西条市禎瑞686番地
"	瀬尾 徳	西条市禎瑞615番地
"	高橋 昇	西条市禎瑞676番地
"	安藤 雅康	西条市禎瑞1196番地
"	加藤 茂	西条市禎瑞893番地
"	高木 球輝	西条市禎瑞1000番地
"	津島 邦嘉	西条市禎瑞1222番地
"	安藤 文吾	西条市禎瑞1501番地 2
"	篠原 隆司	西条市禎瑞1759番地
"	木村 春雄	西条市禎瑞2002番地
"	美濃 繁美	西条市禎瑞1909番地
"	小林 昇	西条市禎瑞2295番地
"	高橋 正義	西条市喜多川601番地15

"	高橋豊重	西条市朔日市615番地
監事	保利公洋	西条市禎瑞273番地
"	田中勝正	西条市禎瑞939番地1
"	三崎洋一	西条市禎瑞1205番地
"	矢野功	西条市禎瑞1705番地
"	矢萱健一	西条市禎瑞1903番地
"	小林初男	西条市禎瑞2343番地

○愛媛県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	苅田耕一	四国中央市土居町中村1003番地3

○愛媛県告示第629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	村上勝則	西条市喜多川466
"	田坂廣志	西条市喜多川527
"	上路茂	西条市喜多川684
"	松本義之	西条市樋之口174 - 2
"	徳永俊治	西条市樋之口173 - 3
"	田坂邦夫	西条市樋之口119 - 1
"	上路利春	西条市樋之口115
"	井上隆	西条市樋之口327
"	松本麻市	西条市明屋敷410 - 3
"	安永順一	西条市喜多川103
"	藤田孝明	西条市喜多川107
"	山路健	西条市神拝甲216 - 3
"	白石光雄	西条市神拝甲420 - 3
"	薦田豊	西条市神拝甲292
"	山地保典	西条市古川甲128 - 2
"	青木和夫	西条市古川甲24 - 1
"	山地美知一	西条市古川甲147
監事	塩見久米馬	西条市明屋敷636
"	石川篤志	西条市喜多川93
"	高橋豊重	西条市朔日市615

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	村上勝則	西条市喜多川466
"	田坂廣志	西条市喜多川527
"	上路茂	西条市喜多川684
"	松本義之	西条市樋之口174 - 2
"	徳永俊治	西条市樋之口173 - 3
"	田坂邦夫	西条市樋之口119 - 1
"	上路利春	西条市樋之口115
"	井上隆	西条市樋之口327
"	松本麻市	西条市明屋敷410 - 3
"	安永順一	西条市喜多川103
"	藤田孝明	西条市喜多川107
"	山路健	西条市神拝甲216 - 3
"	白石光雄	西条市神拝甲420 - 3
"	薦田豊	西条市神拝甲292
"	山地保典	西条市古川甲128 - 2
"	山地義明	西条市古川甲149 - 7
"	山地美知一	西条市古川甲147
監事	塩見久米馬	西条市明屋敷636
"	石川篤志	西条市喜多川93

○愛媛県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市角野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第631号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市中村土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市大生院土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市古川乙土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、丹原町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市洪水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市三芳土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市金子土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市大町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市吉岡土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市周布土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

○愛媛県告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月14日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第5号 令和3年4月30日	伊予市上吾川字横内甲1418番1	伊予市上吾川1418番地 眞言宗智山派宗教法人 稱名寺

○愛媛県告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月14日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第4号 令和3年4月30日	伊予郡松前町大字東古泉字浮橋316番1、317番1、317番4	伊予郡松前町西高柳335番地1 有限会社アットホーム

○愛媛県告示第646号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月14日

愛媛県中予地方局長 高橋 敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建(開)第3号 令和3年5月7日	伊予郡松前町大字上高柳字川向351番4	松山市生石町514番地1 プロムナード生石A-201号 仙波 慧多

○愛媛県告示第647号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2806番1から同町笠方2804番2まで	旧	メートル 6.6~25.8	キロメートル 0.130	
			新	11.7~31.9	0.130	

○愛媛県告示第648号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月14日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	二宮 隆久	大洲市徳森661番地
"	木藤 幸治	大洲市大洲1048番地
"	大野 新策	大洲市阿蔵甲218番地1
"	西野 洋一	大洲市若宮826番地1
"	佐々木 重臣	大洲市徳森2627番地2
"	堺 勝俊	大洲市平野町野田63番地2
"	岩田 清一	大洲市野佐来344番地
"	西山 岩男	大洲市菅田町菅田甲1182番地の1
"	西村 豊	大洲市菅田町宇津甲1521番地
"	井口 康德	大洲市蔵川甲2251番地1
"	胸福 壽男	大洲市柳沢甲1045番地
"	村上 晃一	大洲市新谷甲505番地
"	矢野 曉	大洲市新谷甲1989番地1
"	大野 謙一	大洲市春賀甲997番地
"	後藤 武薫	大洲市八多喜町甲2178番地
"	武内 光一	大洲市上須戒甲216番地
監事	丸山 芳昭	大洲市西大洲甲159番地の3
"	鳴滝 勝明	大洲市菅田町菅田甲2404番地第2
"	水元 庄一	大洲市柳沢乙1407番地4
"	丸山 壽一	大洲市長浜甲491番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	二宮 隆久	大洲市徳森661番地
"	木藤 幸治	大洲市大洲1048番地
"	大野 新策	大洲市阿蔵甲218番地1
"	西野 洋一	大洲市若宮826番地1
"	長岡 弘幸	大洲市徳森668番地2の1
"	堺 勝俊	大洲市平野町野田63番地2
"	岩田 清一	大洲市野佐来344番地
"	西山 岩男	大洲市菅田町菅田甲1182番地の1
"	西村 豊	大洲市菅田町宇津甲1521番地
"	山下 勝利	大洲市成能甲1180番地
"	胸福 壽男	大洲市柳沢甲1045番地
"	村上 晃一	大洲市新谷甲505番地
"	古河 賢一	大洲市喜多山丙36番地の2
"	大野 謙一	大洲市春賀甲997番地
"	後藤 武薫	大洲市八多喜町甲2178番地
"	武内 光一	大洲市上須戒甲216番地
監事	丸山 芳昭	大洲市西大洲甲159番地の3
"	鳴滝 勝明	大洲市菅田町菅田甲2404番地第2
"	水元 庄一	大洲市柳沢乙1407番地4

○愛媛県告示第649号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、松野町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

○愛媛県告示第650号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西予市宇和町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月14日

愛媛県南予地方局長 赤坂 克洋

○愛媛県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町城辺甲5504番地先	旧	メートル 7.0～9.5	キロメートル 0.011	
		南宇和郡愛南町城辺甲5504番2	新	8.5～10.2	0.011	

○愛媛県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月14日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町城辺甲5504番2	令和3年5月14日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和3年4月26日あったので公表する。

令和3年5月14日

愛媛県知事 中村 時広

- 1 事件 2021年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 2021年5月19日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 真光会	松山市南高井町1491

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

教育委員会公告

○公 告

令和4年度愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る
学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及
び合格者の発表の日について

令和4年度愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題

範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

令和3年5月14日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号。以下「旧中学校学習指導要領」という。）により第1学年及び第2学年において指導する内容、中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号。以下「新中学校学習指導要領」という。）により第3学年において指導する内容並びに平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年7月文部科学省告示第94号。以下「中学校特例告示」という。）2(1)、3(1)及び(2)、4(1)及び(2)並びに5(1)、(2)及び(4)の規定により令和元年度の第1学年及び令和2年度の第2学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあつては、令和元年度及び令和2年度における学習が、新中学校学習指導要領の規定によるものであつても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	令和4年3月3日(木)及び同月4日(金)	令和4年2月4日(金)	令和4年3月30日(水)
合格者の発表の日	令和4年3月18日(金)	令和4年3月18日(金)	令和4年3月31日(木)

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号)により中学部第1学年及び第2学年において指導する内容、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号。以下「新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」という。)により中学部第3学年において指導する内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成29年12月文部科学省告示第181号)第2(3)の規定により中学校特例告示2(1)、3(1)及び(2)、4(1)及び(2)並びに5(1)、(2)及び(4)の規定に準じて令和元年度の第1学年及び令和2年度の第2学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、令和元年度及び令和2年度における学習が、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成31年2月文部科学省告示第15号)1二の規定に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	令和4年3月7日(月)
合格者の発表の日	令和4年3月22日(火)

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

旧中学校学習指導要領により第1学年及び第2学年におい

て指導する内容、新中学校学習指導要領により第3学年において指導する内容並びに中学校特例告示2(1)、3(1)及び(2)、4(1)及び(2)並びに5(1)、(2)及び(4)の規定により令和元年度の第1学年及び令和2年度の第2学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、令和元年度及び令和2年度における学習が、新中学校学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。